

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 期 日 令和5年6月28日（水）

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前9時28分

4 閉会時刻 午前10時54分

5 出席者	委員長	松浦昌巳	副委員長	松本 均
	委員	草賀章吉	委員	山本行男
	〃	二村禮一	〃	窪野愛子
	〃	寺田幸弘	〃	勝川志保子
	〃	鈴木久裕	〃	富田まゆみ
	〃	藤原正光	〃	藤澤恭子
	〃	嶺岡慎悟	〃	大井 正
	〃	橋本勝弘	〃	安田 彰
	〃	石川紀子	〃	山田浩司
	〃	高橋篤仁	〃	鷺山記世

事務局出席者 議事調査係 平川 陽

6 審査事項

- ・議案第54号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
- ・議案第54号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議
- ・議案第55号 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第56号 掛川市税条例の一部改正について

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年6月28日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

議 事

午前9時28分 開議

○委員長（松浦昌巳） それでは、皆さん、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

当委員会に付託され、本日審査する議案は、議案第54号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 2号）についてをはじめ 3件であります。よろしく御審査お願いいたします。

審査に入る前に、私から 2点、御報告申し上げます。

発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて、簡潔明瞭に発言するようお願いいたします。

また、議案に関係のない意見等は控えていただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、審査に入ります。

議案第54号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 2号）についてを議題とします。

それでは、各分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会、藤原主査から報告をお願いします。

○主査（藤原正光） 議案第54号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、第 2条繰越明許費について、委員より、過年度分の形を整えて、令和 5年度に持つてくることに対する国県の指導や考え方について伺うとの質疑があり、当局より、今回の鳥居橋については、設計委託や仮橋の復旧工事は令和 5年度中に完了する予定であるが、これから契約する本復旧に関しては、発注時点で令和 5年度内に完了しない見込みであることから、県から、事故繰越前提で発注することは認められないとの指導があり、繰越事業費の一部を今回改めて、今年度予算に計上させていただきたいとの答弁がありました。

第 2款総務費について、委員より、DX推進計画推進費について、コールセンターの実績に関する質疑があり、当局より、令和 3年度の 3月末に設置して以来本年度 5月までのトータルで 1,947件になるとの答弁がありました。

関連して委員より、コールセンター等の委託について、会計年度任用職員の雇用との比較など、業務委託に関するメリット、デメリットの検討について質疑があり、当局より、専門性の高い業務であることや、お客様への対応を含めて、委託であるほうが効果的かつ適切な対応ができるため、今回のマイナポイント第 2弾が終了するまでは、この体制で行いたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、土地情報システム管理費、システム開発委託料について、業務の継続に関する質疑があり、当局より、現在契約をしているグローバルデザイン株式会社と変更契約を予定しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、土地情報システム管理費について説明を聞いたところでは、かなりサービスも向上し、いい仕事になると思うとの意見が出され、他の委員より、土地情報システム管理費について、予算だけ見ると、国の交付金をうまく使っていると言いながらも、4,000万円のうち2,000万円の持ち出しになるので、かなりの金額になるが、窓口の30分待ちの解消となれば、非常に大きなことだと思うので、活用していただきたいとの意見が出されました。

以上で討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第54号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） 次に、文教厚生分科会、寺田主査から報告をお願いします。

○主査（寺田幸弘） お願いします。

議案第54号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中第3款民生費について、委員より、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業について、非課税世帯7,000世帯のうち1割は、申請案内の返事がないとのことであるが、母国語が日本語でない方にはどのような周知をしているかとの質疑があり、当局より、案内は英語で送っている。コールセンターや問合せ先ではポルトガル語でも対応している。昨年の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業では、450人の外国人から申請があったとの答弁がありました。

委員より、私立の保育所等への給食費補助について、保護者負担分の12%相当額の補助とあるが、数字の根拠はあるのかとの質疑があり、当局より、物価の高騰は顕著だと考えている。根拠は、コロナ前後の物価上昇の差を補助しており、公平性という意味もあり、令和5年度学校給食費改定額相当分の12%という割合を使用したとの答弁がありました。

歳出中第4款衛生費について、委員より、直近のワクチン接種率はどれくらいであるかとの質疑があり、当局より、6回目の接種率は、国が8.06%、県が8.33%、掛川市が8.31%となっており、県並みであるとの答弁がありました。

委員より、ワクチン接種の業務委託は長期間にわたる。以前の業者に問題があったと承知しているが、それ以降の業務委託先の名前と、どれくらいの期間で委託を更新しているのかとの質疑があ

り、当局より、今年度の委託業務は 4月当初から始まっており、近畿日本ツーリストに 1年間、コールセンター業務と集団接種の運営事務を委託している。春開始接種は集団接種と個別医療機関であるが、大きな市町では集団接種をやめているところもあると聞いているので、今後の接種方法については、そういった様々な状況も含めて、医師会と協議しながら決めていきたいと思うとの答弁がありました。

歳出中第10款教育費について、委員より、学校給食費自己負担金の一部減免について、減免はどのように行っていくのかとの質疑があり、当局より、減免の実施方法は、通常、給食費は小学校では毎月 5,000円を徴収し、2月に年間分の精算をしているが、今回は 8月の徴収を停止し、2月に減免を含めた精算を行う予定であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、ワクチン接種の申請業務委託について、あつてはならないことが起き、市民の信頼を失墜させた。交付金の適正な使われ方になるように進めてほしいとの意見が出され、他の委員より、年間での委託は仕方ないが、他の業者に変えることができるのであれば、変えていくことも視野に入れるべきであるとの意見が出されました。

続いて、委員より、庁内では委託先を変えるかどうか議論があつたはずだが、致し方ない苦渋の選択であるとの意見が出されました。

また、委員より、福祉課の給付金事業について、今までもコロナの対応で給付金事業をしてきた。非課税世帯の 1割が申請をしていない状況は、申請型の給付金を持っている課題であり、システム開発を行い、この制度の在り方を考えるべきであるとの意見が出され、他の委員より、非課税世帯が 7,000もあることに驚いた。文教厚生分科会として、根底にあるものを探っていきたいとの意見が出されました。

また、委員より、給食費について、補正予算をつけたことは評価しているが、値上げをしなかった自治体は、財源をつくり補填しており、そのまま国からの財源を補填した。値上げをしてから補填するという形は本当によかったのか。既に 4月に徴収しているので、保護者の子育て支援という観点からどうだったのか反省すべきである。来年度、財源があれば、物価高騰対策の再補填をすべきであるとの意見が出されました。

他の委員より、私は反対の意見であり、よくやってくれたと思う。いつかはやらなくてはいけないことである。また、私立にもよく補填してくれたと思う。来年度以降は、また国から補助金が出る保証はないとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第54号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） 続いて、環境産業分科会、窪野主査から報告をお願いします。

○主査（窪野愛子） 議案第54号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告申し上げます。

当局説明の後、質疑を求めたところ、まず、歳出中第4款衛生費について、委員より、一般廃棄物収集処理事業費について、掛川市が原因者に代わってやっているものであり、そのことを原因者へ知らせたのか。また、かかる代金について理解を得ているかとの質疑があり、当局より、原因者本人から委任を受けて行っており、代金についても理解しているとの答弁がありました。他の委員より、かかった300万円余の回収はなかなか大変である。また回収した医療資材が残ることになり、危険性も残る。原因者も体調が悪いとのことで、経費の回収、残る医療資材の再度の流出の危険性について、どのような考えを持っているのかとの質疑があり、当局より、作業内容はフレコンバッグ100袋ほどの医療資材の回収及び対岸の高台へ移動を行い、回収費については、前回の処理分と合わせて、原因者に口頭及び書類により求償することを伝えた。今後の処理については、県の廃棄物リサイクル課及び森町と連携して進めたいとの答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費について、委員より、農業用施設災害復旧事業費について、どうしてボーリング調査が必要になったのかとの質疑があり、当局より、国の災害査定における指示であるとの答弁がありました。他の委員より、橋梁工事でボーリングが必要なのは橋台の基礎地盤と思われるが、その部分でよいかとの質疑があり、当局より、そのとおりであり、橋台の設計に使うためのものであるとの答弁がありました。

委員より、災害復旧工事は、これまでに聞いた範囲では原形復旧が基本であるとされているが、今回のように基礎地盤が不安定な場合は対応できるものなのかと質疑があり、当局より、基本は原形復旧であるが、同じように被災しないために、機能を回復する対策であれば、必要経費として算定することができるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、災害復旧事業費については、市の担当者の取り上げ方、査定官に対応できるスキルによって査定額が増える。今後、災害が増えてくる可能性が高いので、体制の充実をお願いしたいとの意見が出され、他の委員より、災害に関しては今後さらに激甚化してくる。今回の医療廃棄物の対応のように、今後も事前に対応していただきたいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第54号の原案は全会一致にて妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） 各分科会の報告は終わりました。

藤原委員。

○主査（藤原正光） 総務分科会の報告ですけれども、少し訂正、1か所お願いしたいところがございます。

2款の総務費のところ、私、土地情報システム管理費、システム開発委託料について業者の継続に関する質疑と申しましたが、正式には、DX推進計画推進費について、業者の継続に関する質疑があると訂正をお願いしたいと思います。

答弁については、グローバルデザイン株式会社と契約変更は同じでございます。すみませんでした。

○委員長（松浦昌巳） ただいまの訂正について皆さんよろしいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、各分科会の報告は以上とします。

補足質疑の通告がありますので、補足質疑を行います。

この際、2点申し上げます。

1点目、再質疑は2回までとします。

2点目、質疑ではなく、意見を述べる場合は、こちらのほうで止めさせていただきますので御了承ください。

それでは、最初に勝川委員、補足質疑お願いします。

○委員（勝川志保子） お願いします。

議案書の26ページ、2款1項29目1DX推進計画推進費の管理運営委託料618万円の増の部分について、補足質疑を通告に従ってさせていただきます。

この委託業務というのは、今、非常に問題になっている部分のマイナポイントをつけるという事業になりますので、マイナポイントをつけるということは、いろんなところにひもづけをするという事業になります。

その窓口の業務、そのところで、例えばカードの返却、ひもづけの変更手続だとか、取りにこないカードへの対処といったものは、ここはこの委託業務ではないよというような説明であったんですが、受付の一番最前線に来られるこの委託業務の方々、この業務、こうした今いろんな問題が出ているところへの市民説明というのが必要になるのではないかなという思いを持っております。

職員の指示を仰ぐ必要が生じないかということ、委託業務の場合、これ請負契約の形の中で、現場での指示というのはできないはずなんですけれども、その辺の心配がないかを伺います。

二重請負とか、そういう形にならないかという、そういう意味です。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村光宏） それでは、私から勝川委員の補足質疑についてお答えいたします。

カード返却等の業務について、受付等を担当している方から、職員に指示を仰ぐ必要が生じることはないかについてでございますが、まず大前提として、マイナンバーカードの申請受付及び発行手続、あとは仮に返却の申出があった場合の手続につきましては、市民課の窓口で対応しております。

今回、国はマイナンバーカードの取得率を向上するために、マイナポイント事業というのを始めておりまして、マイナポイントの関係の申込み、または口座及び保険証のカードへのひもづけは、別に企画政策課のほうで設置しました支援窓口のほうで行っております。

国から様々な変更手続であったり、マニュアルの変更、または通達等があった場合は、まずは担当課である我々のほうから委託業者のほうに連絡をして、周知または対応の徹底等をその都度、指示しております。

また、制度に関する疑問やトラブルがあった場合に、国が開設しております相談窓口がございますので、そちらのほうに問い合わせることも可能となっております。このため、原則的には、職員に指示を仰ぐようなことは、ほとんどないと考えております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） ほとんどないという、ほとんどないというのはあるかもしれないということのかなと思ったわけですが、発行手続がもう済んでいて、マイナポイントだけをつけに来る方たちというのは、何かひもづけの部分をしに来る方たちというのは、市民課の窓口を通りませんよね。そのままこの委託業務の部分に来るということになると思うんですが、その際に、いろんなひもづけに関しての質問だとかという部分は、また市民課の窓口に行かないと話がつかないことになりませんか。そこの市民課窓口と、ここの委託業務の部分の何というのかな、仕事のやり取りが生じざるを得ないのではないかというような気がしているんですが、そこは大丈夫なんですか。

責任がないですよ。この委託業務部分には、こうなるとこういうひもづけに対して、こういうふうになっているんだけど、どうなのかとかということに答える責任は、委託業者にはないで

すよね。そういう部分でやり取りが必要になりませんか。確認したいんですが。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村光宏） まずはカードが手元に来ないとポイントの手続きができませんので、先ほど言いましたカードの申請をして、発行、受け取りを来た方が、そのまま市民課の窓口からポイントの窓口のほうにお越しになったり、後日行きたいということになります。

当然ポイントのことを市民課の窓口で御相談する方もいたり、またカードの発行について、支援窓口のほうに来たりする場合もケースとしては当然ございますので、その場合は、双方に、そちらの関係は市民課で、もしくは支援窓口でというような対応ができるような体制にはなっております。

基本的にはポイント窓口の担当課は企画政策課になりますので、仮に、何かポイントの手続きで問題が発生したとかという場合は、基本的には企画政策課に、委託業者から連絡が入るようになっております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） ちょっと確認ですけれども、この現場、そのマイナポイントを、マイナンバーカードを発行する市民課と、マイナポイントを付与する委託企業と、いろんなトラブルに関しての対応をする企画政策課というのは、企画のところというのは全部別々であって、一体的な現場での話し合いはないということなんですかね。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村光宏） 基本的には市からの委託業務ですので、委託業者は市からの業務委託で行っているものですから、企画政策課がポイント業務については担当いたしますし、ただ、カードについては、今後も、カードの更新ということがありまして、発行は減りますけれども、恒久的に続く業務で主として市民課の窓口で受け付けますが、ポイントはもう 2月までにカードを発行した方を対象に 9月までで終わりますので、終われば、支援窓口はなくなります。

そういったところで、市民の方々にはなかなか分かりにくいので、先ほども言いましたが、市民課にポイントの話に行ったり、当然そういったケースがありますので、その辺の相互連携は支援窓口と市民の窓口ではできるような体制になっております。仮に、ポイントの関係のことが市民課で何かあった場合も、庁内連携で企画政策課には連絡が取れるような体制は取っておりますので、その

辺は市民の方に迷惑はかけないような体制を取っているものでございます。

また、ポイントについては今回の事件以降、ポイントのひもづけを確認したいというような問合せもありますので、それにつきましては、支援窓口のほうで本人様と一緒に確認作業等はしております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員の質疑は終了したいと思います。

当局の皆さん、席の変更をお願いします。

それでは、続きまして、鈴木委員の補足質問をお願いします。

○委員（鈴木久裕） 質疑をする前に、1点、実は私、今回小さい項目入れて6項目の質問事項を出しております、その中で、昨日ですか、理事会があつて議論がされているのでということで、削除というか、今回は取りやめさせてもらうということでお話をいただいたんですが、先ほどの文教厚生委員長の委員長報告をお聞きしましたら、不具合になった業者と契約をするについて様々な議論があったはずだが苦渋の選択であるという、委員からの意見は出されておりますけれども、どういふ説明があったのかということには、全く触れられていないんですね。

それにもかかわらず、私は担当からの説明を求めているのであつて、委員からの意見があつたからといって、それはそれで解決されるものではないんで、そのあたりの質問を省略するという理事会の考え方について、今回、決定があつたということであれば、それはそれで従いますが、それから担当部長が私の1項目の質問の中で、それを含めて答えていたらそれはそれでいいんですけどもね。

そういったことも含め、ちょっとその辺を理事会の内容、議論の仕方を少し再検討していただきたいというのを申し上げて、質問2項目やらせていただきます。

最初の項目については、個別接種促進支援報償費について、県から市に移管された、この理由もあんまりはつきりしないということを聞きましたが、県から市に移管されて、市の担当課の業務増加量はどの程度の見込みか、現有人員で対応できるのか、市の負担増に対する県からの手当はないかということ、まず1点お聞きします。

○委員長（松浦昌巳） 当局の回答を求めます。

原田健康医療課長。

○健康医療課長（原田知子） 鈴木委員からの質疑にお答えします。

個別接種促進支援報償費についてですが、事務増加量は0.3人工ほどを見込んでおり、現有人員での対応の予定です。県からの手当はありません。

なお、職員の時間外手当は、国の補助金により充当の予定です。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑ございますか。

○委員（鈴木久裕） 委員会の中の質疑では、特に理由がないというか、県下一斉にというふうに言っていますが、県の事務がやっぱり引き継がれるに当たっては、相当の対等の関係の中で、法令に基づいてということであれば、対等の関係の中で協議をしたりとか、そういう課程があったはずなんだけれども、その辺についてはどうだったんですか。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

原田健康医療課長。

○健康医療課長（原田知子） このコロナの接種に関してですが、全て国の説明会をウェブで全国一斉に、県と共に聞いている状況で、その後、県から翌日に、このようになりますというような報告を受けて、実施していることが続いております。そういった中で、詳しい説明は特に受けていないまま、こちらに移管された事業は行っている状況です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） コロナの業務、担当課も疲弊している中で、さらに 0.3人工増えるということについて、やっぱり実情をしっかりと県にも訴えて、県は楽になるんだよね、その分。そういうところはやっていかなかったのか。そのあたり受けるについての市の態度表明とか、そういった経過について教えてください。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

原田健康医療課長。

○健康医療課長（原田知子） 委員のおっしゃるとおり、こちらの負担は増え、職員の疲弊も確かにあるんですが、その当時は、今もそうですが、業務を遂行することを最優先でやっておりますので、県へのそういった申し出まで実施していない状況ですが、そういったことは、今後こちらも考えていくことだと思っております。

○委員長（松浦昌巳） 次の項目にお進みください。

○委員（鈴木久裕） 考えていただくということで、次の項目に移ります。

接種案内コールセンター業務委託料について、今回補正予算に係る事業が既に契約との説明がありました。この予算、当初予算では皆減ということで、当初予算を議決したと思うんですが、今回補正する前、どの予算科目で、いつ頃契約したのか教えてください。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

原田健康医療課長。

○健康医療課長（原田知子） 当初予算の策定時には、国のワクチン接種の指針が決まっておらず、3月9日に開催された国の説明会での確定となりました。このため、新型コロナウイルス対策事業費の委託料に新規科目を設定して、節内流用をすることとし、4月1日に契約をしております。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

○委員（鈴木久裕） 結果として近畿日本ツーリストという過大請求した業者とやったということなんですけれども、4月1日に契約した。全国的には4月21日に掛川市を含めて過大請求があったというのが一斉にマスコミに報道された。6月13日に、それを受けて指名停止処分にしたと。だから、まあ時系列的に整合は合っているとは思っただけでもね。

その3月の時点で、担当としてそうしたことがあるらしいぞという情報の入手はあったのか、なかったのか。あったとすれば、それに対してどういう対応をしたのか、教えてください。

先ほどの苦渋の選択に至る詳細な説明をしていただいても結構です。

○委員長（松浦昌巳） 回答を求めます。

原田健康医療課長。

○健康医療課長（原田知子） 事前の情報はありませんでした。

ただ、やはり2月に全国的にほかの事業者ですが、そういった過大請求とか不正請求の報道がありましたので、3月時点でこの業者へのコールセンターへの抜き打ちの確認をしております。その時点では、特にこちらで委託している人数はいましたので、正常に運用されているということは確認しておりました。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

○委員（鈴木久裕） 部長から、何か補足説明があれば。

○委員長（松浦昌巳） 回答できますか。

原田部長。

○健康福祉部長（原田陽一） 当初予算につきましては、先ほど課長から説明ありましたとおり、組んでいて、もう何年か継続してコロナの対応を続けていく中でのことで、現場サイドとしてはきちんとやっていただけていたという中での今回の事案でした。当初予算、方針、国が定まっていない状況で、年度当初、対応に困らないようにということで、財政部局とも協議の中で進めてきたというところでございます。

現場的には、集団接種と個別医院への予約サイト、それを個人の方が携帯等で見ると、集団接種の会場と個別の病院のリストも出て、そこで選んで予約すると。そういったシステム自体も、この近畿日本ツーリストさんの業務サイトを使ってのものでありましたので、今回、春開始接種については少なくともこの形でないともう始まっております。5月の集団接種も始まっている中で、ここで崩すということへの影響が非常に大きいということで現状進めております。

システムについて、どのような形で変更ができるのか、その辺はうちとしても研究していますし、近隣で県内で行ってる焼津や藤枝についても、同様にどうしてやれるのかというようなところは、同様に検討していますので、うちとしても連絡を取りながら、対応策については、検討しているというのが現状です。

秋開始接種に向けても、ただその準備というのは2か月程度前から行わないといけないということで、あまり余裕はない中でありますけれども、どんな形で変更できるのか、検討しているというのが現状です。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 以上で補足質疑を終了します。

先ほどの鈴木委員の質問というか御意見については、全体のその他のところで少し触れていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは、当局の退室をお願いします。

それでは、論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第54号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 手を下ろしてください。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、勝川委員及び大井委員より、議案第54号に対して附帯決議が提出されておりますので、趣旨説明をお願いいたします。

勝川委員、お願いします。

○委員（勝川志保子） それでは、附帯決議案を出しておりますので、読み上げながら、その趣旨説明をさせていただきたいと思います。

私どもが出しました、日本共産党議員団から出しました附帯決議については、この一般会計の補正予算可決に当たって、2款 1項デジタル化推進費及び 4款 1項新型コロナウイルス対策事業費の執行に当たり、下記の意見を付するものとするということです。

1、国の交付金を用いる事業の委託に当たっては、その運用が適切に行われるよう責任を持った監督に努めること。

2、マイナンバーカードの交付に関わる業務において、誤りや情報の流出、市民利益を損なう事例を起こさないため、調査及び適切な措置を国に求めること。市としても、委託業務の中で市民利益が損なわれることのないように努めることという附帯決議をつけていただきたいという提案になります。

提案の理由について説明をいたします。

今の質疑の中でも、それから分科会での審査の中でもいろいろ明らかになってきていますが、まず、コロナウイルスの対策事業費の部分のところというのは、非常に不正が明らかになって、市民の皆さんにも何これという本当にお怒りの声をいただいている。そういう近畿日本ツーリストに対して業務委託先を続けていることによります。市の委託業務ですから、本当に市民に対しても、市としてこの業者に対して不正がないようにということは毅然とした姿勢を示すべきではないかと思えます。

私どもこの審査に入るまでは、まさかこの近畿日本ツーリストにそのまま業務委託が続いているとは思っておりませんでした。審査の過程の中で、システムの春夏接種については近畿日本ツーリストのものを使わざるを得ないので、これは仕方がないのだという説明がありました。そのところは一定理解できる部分ではあります。だから賛成もしているわけですが、でも、実際に本来であるならば、入札が停止処分になっている業者に対しての委託を市が行っているということです。そこについては本当に毅然とした対応をするということを示していただきたいということになります。

2番目のマイナンバーカードの部分では、先ほど来質疑などでも言っていたように、やはり委託業務と市民課、それからマイナポイントとかのあれのところにデジタル化の推進ということで関わっている市のいろんな担当部署ですよね。そこの関連業務になってきます。市民の皆さん、私たちもその後の話を幾ら聞いても、その関係というのはなかなか分からなかった。どこが委託業務で、どこが市民課の仕事でというのが本当に分かりにくかったです。市民の皆さんにはもっと分か

りにくい部分ではないかなと思っています。4人に3人がやっぱりマイナンバーカードの交付及びマイナポイント、ひもづけのことに不安を感じているという状況の中で、やはりこのところがきちんと調査をされて、絶対に誤りが起きない。市民利益も損なうような例えば窓口で保険証をひもづけされてませんよとか、ほかの人のが出てくるよというのは、そういう誤りが起きないということがきちんとやっぱり担保されないと、幾ら国から言われた委託事業だからといって、市民にとっては市民課、その委託業務であるそこの市役所の窓口のところでやっている事業になるわけですから、そこのところをきちんとしようよという意味になります。対策の明示、それから再発の防止策をきちんと国に求めるとともに、委託業者、マイナポイントを付与するその事業の業者、業務への責任というのを市として果たしていただきたいということで、そこを担保できるような附帯決議をつけるということを提案したいと思います。

以上、説明です。

○委員長（松浦昌巳） 説明は終わりました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 提案理由のところに、上のポツ 2行目で、委託業務であるからには市民に対しても毅然とした姿勢をと、ちょっとこのつながり、説明とちょっと違ったかなと思うので、こここのところをもう一回説明していただけますか。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員、よろしいですか。

○委員（勝川志保子） 日本語が下手くそで申し訳ないです。市がやっている業務になるわけなので、委託をかけているわけなので、そこに対しては、その業務に対して市が毅然とした姿勢を示しているということをちゃんと、それを明示してほしいということなんですよね。どこに委託しているのかも私たちは質疑するまで分からなかったりしましたよね。この業者に継続しているということ自体を知らなかった。としたら、この近畿日本ツーリストに対して、本来は指名停止処分をしている業者であるが、委託を続けるに当たっては、これこれこうだというようなきちんとした文書を示すであるとか、そういったことをやっていただきたいという思いです。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員、よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） はい、結構です。

○委員長（松浦昌巳） そのほか質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この後の運びはどうなるんですか。

○委員長（松浦昌巳） ここで質疑が終わって、討論が終わった後に採決をします。採決で可決された場合には、また少し休憩を取るんですけども、最後にこの委員会としての文章化というか、体裁を整えて、今度は全体の意見として本会議場に持っていくような形になります。今日はこの後、皆さんの意見を聞いて、討論が終わった後は採決に入ります。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（松浦昌巳） それでは、質疑を終結します。

それでは、ここで委員間討議をお願いします。

附帯決議に対して意見のある方はをお願いします。

大井委員。

○委員（大井正） 提案者の一人ですが、あえて議論に参加させていただきます。

特に 2番目のマイナンバーカードについて発言します。この二、三日のいろんなニュースでも、例えば認知とか肢体不自由とかで、完全介護の施設に入っている人たちなんかはどうするんだというのに対しては、半年くらいかけて議論をしないと方向性を示せないというような大臣のお話もありました。昨日は共産党の中央の国会議員全員が総務省とデジタル庁と厚労省の担当者と対面でこの問題の議論をしたところ、いわゆるこういう事案が起きないための改善をするための総点検をやるよと言っていたんだけど、その総点検内容が全項目じゃなくて、マイナポータルで表示される29項目中の誤登録の多いリスクの高い事項だけだよという回答があったというのを今朝報道されました。そういうわけで、制度自体もまだ完璧ではない。国自体もそう言っている中で、自治体にぼんと投げられている業務というのは、やはり自治体が幾ら何だっってもう制度自体がまだ未完なんだから、うまくいく保証というのは実はないんですね。なもので、とにかく国に対して求めていくというのを強調したいということで提案していますので、その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（松浦昌巳） ただいま大井委員からの意見に対して御意見のある方はいらっしゃいますか。その他に対しても構いませんよ、御意見を。

じゃ、鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 1の近畿日本ツーリストの関係については、やっぱり市民感情からすると、

何だ、盗人に追い銭をやっているんじゃないという、市は一体何をやっているんだという声は結構あると思うし、それに対して議会はどういう議論をしたんだということも当然求められてくると思うので、先ほどの部長のお話にもあったように、もう特に春事業については集団接種をやるということ前提にすると、システムが行き渡ってしまっているんで、外せないというやむを得ない事情があるということは皆さん理解をされましたけれども、こういったことで、そういう中でもしっかり議会として執行をしっかりしろよという注文をつけているということを示す意味では、これはいいのかなというふうに思います。

それから、2番のマイナンバーカードについてですけれども、中段の誤りや情報の流出、市民利益を損なう事例を起こさないため、調査及び適切な処置を国に求めること。これは予算を議決するについて執行についての注文とまたちょっと違うことなんですね。だから、マイナンバーカードの交付に関する業務において、市としても委託業務の中に市民利益が損なわれないように努力すると、こういう程度だったら、程度だったということはないですけれども、これだったらそのとおりだとは思いますが、ちょっとその中段のところについてはどうかなと思います。

○委員長（松浦昌巳） 今の鈴木委員の発言に対して何か御意見ありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 提案者としては、私はもしこんなのだめだよというふうに言われるのであれば、それがこれならいいよという形に修正された形で議会運営委員会とかに出されて、附帯決議がつくというのはありだというふうにも考えています。なので、今の鈴木委員の発言の部分は提案者としても、もし皆さんが本気で考えてくださるなら、今後も考えていただきたい。

○委員長（松浦昌巳） 今の勝川委員の御意見に対して意見のある方はいらっしゃいますか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） その前の鈴木議員の御意見もそのとおりだなと思っていました。以前からマイナンバーカードについては、交付のことなんかでよく議論をしたと思うんですけども、文教なんかでも。そのとき、私はマイナンバーカードをどんどん進めるべきだという発言をしました。でも、こんなにいろんなところがまだまだしっかりとされてなかった。昨日のテレビの報道なんかでは、番地なんか、何か地名なんか似ているけれども読み方が違ったとかと、そういうこともあって、これからそれを番号にするとかという話、それが聞いたところでは2025年くらいになると、そのシステムができるのかというような話があって、完璧ではなかったものを私もどんどん進めようというところがちょっと今反省をしているところですので、ぜひこの辺の文言を修正できて、皆さんが了解するんだったら、附帯決議を出す方向で私は賛成したいです。

○委員長（松浦昌巳） 窪野委員の意見に対して意見のある方はいらっしゃいますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 皆さん、御意見出されて、非常に申し上げにくいところもありますけれども、先ほど久裕議員の話の、国に求めるというのは僕もちょっと違和感をここは感じたところは 1つはありましたので、そこはそうかなと思います。

あと、内容に関しては、否定するところはもちろんない中の、逆にそれが当然行政でやらなければいけないことだというような内容だなというのは正直感じる場所。附帯決議は、賛成多数でできるとは思いますけれども、そこまでの内容かどうかというようなところの判断かなと。あまり連発し過ぎて、そこが弱くなってしまうということに関しては議会としてどう捉えるかというのをしっかり検証、検証はできないかもしれないけれども、考える必要はあるかなと思うところがありますので、内容としては、もちろん本当にそのとおりでと思うんですけども、ただ、ある意味当然行政でやらなければいけないことになっているかなということは、私としては考えてございます。

○委員長（松浦昌巳） 嶺岡委員からの意見に対して意見のある方はいらっしゃいますか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 今、嶺岡委員のほうから行政として当然のことだということで意見が出ましたし、それをチェックするのも議会としては当然のことだと私も思っております。

ただ、本当にこの 2点に関しては、市民としても非常に強い関心を持っている内容でもありますので、さらにその効力を高めるといふか、そういった意味では附帯決議に私は賛成しております。

○委員長（松浦昌巳） 富田委員の意見に対して御意見のある方はいらっしゃいますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 本当に市民感情からしても、私たちの感情からしても、この 2つは理解十分できます。

ただ、補正予算の可決に当たりまして、これはもう当然のことといふか、より一層気を引き締めさせていただくのはもちろんですけども、可決する段階で、これはもう当然のことでもありますので、あえて附帯決議、これから文言は訂正するといふことがあるといふことであれば、またそこで一考する必要があるかと思っておりますけれども、あえて附帯決議といふのが必要かなといふところも感じているところです。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 藤澤委員の意見に対しての御意見いかがですか。

寺田委員。

○委員（寺田幸弘） 附帯決議ですけれども、これは市にしっかりしろということですから、これは今、藤澤委員がおっしゃったとおり、当然やるべきことであって、それをあえてさらにこれをつける。それは一生懸命やっている。これは他罰的な話ですよ。市がやったことはないわけです。そういう中で、チェック機能が働いているよという、これからもっと働かせるよということはもう重々伝わっておりますので、まだまだ附帯決議をあえてまたつける必要は、僕はないと思います。

○委員長（松浦昌巳） 寺田委員の意見に対して、鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 僕は藤澤さんの御意見についてですけれども、いいですか。

○委員長（松浦昌巳） はい、大丈夫です。

○委員（鈴木久裕） 文言の修正等があれば一考をしてもいいというような話がありましたので、どのあたりをどのように修正があれば一考してもよいか、その辺をお聞きしたい。

○委員長（松浦昌巳） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 出てきてみないとわかりませんが、基本的に私は附帯決議をするまでもないという、先ほど寺田委員がおっしゃられたように、市の責任において今回これが起こった事案ではないというか、監督責任というのはもちろんありますけれども、そこではないところにこの補正予算、予算について可決するに当たっての、可決されましたけれども、そこに当たってさらにつけるとはこういった文言が出てくるのかなというところを私は逆に待ってから一考したいなと、そういったところでございました。

○委員長（松浦昌巳） 今、内容についての議論もありますけれども、実は今これで可決をされた段階で初めてこの文章が修正にかかってきます。今、皆さんから御意見をいただいた中のものを入れて、我々正副、それから事務局と併せて文章の修正に入ります。今これで可決をしたとなると、そういったまた御意見をいただきながら、つくっていくんですけれども、何分時間がもう限られてまして、予算決算委員会として、最終的なものとして出していかないといけないものですから、大きな変更というのはできないということと、そもそもこの 2つの趣旨が外れてはいけないものですから、この趣旨の中での文言変更という、その程度になるかと思っております。

大井委員。

○委員（大井正） 私は附帯決議をすべきという立場です。その理由は、執行に当たってこういうのをやるのは当たり前だという議論が今幾つか出ましたけれども、ネーミングとして委託先の業者に過誤があったにもかかわらず、その業者と継続しているという意見書のタイミング、それから、マイナンバーカードについては様々な不具合が全国的に多発しているという現下のタイミングで、

その政策を遂行する国からの動きがあるという、この 2つに対して唯々諾々として従っているんじゃないと。我々はしっかりチェックもしているし、気をつけて執行するんだという決意を市民に示すべきだと考えます。

○委員長（松浦昌巳） 大井委員の意見に対しての御意見ある方、お願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 先ほど来、市の責任があって起こっている事柄ではないという言い方をされていますが、やはり窓口として、その業務を行っているのは自治体ですよ。ですから、市民にとっても業務執行しているのは自治体なんですよ。問題の原因をつくっているのは市の制度ではなくて、国の制度かもしれないし、運用方法だったかもしれない。だけど、実際に予算を執行しているのは私たちじゃないですか。私はここは市の責任ではないから必要ないのではということはいえないのではないかとこのように考えています。文言について本当にもうカットにカットを重ねて、一番シンプルなものにしていただくのは構いません。ただ、この委託業務に関してのところ、マイナンバーカードの委託業務と、それから、コロナのワクチン接種の委託業務で起こった、その事柄を受けて、もし 2番を切って 1番だけとか、そういうことであっても構いません。だから、この委託の部分というのはマイナンバーカードの部分も含めてになりますので、そういう形での附帯決議をつけることを再度皆さんに問いかけたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員の意見に対しての御意見ある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

○委員（草賀章吉） ちょっとお伺いしたいんですけども、補正予算には賛成をするよと。附帯決議をして、何が変わるんですか。

○委員長（松浦昌巳） 今の質問いいですか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） いや、何も変わらない。逆に言うなら何も変わらないですかね。私は議会としてこの補正予算を通したよ。だけど、市としてはこのところはもう本当に最低限担保しようよという、そういうことを議会がきちんと言うというのは大事なことはないのかなと思っているんですよ。やっぱりあってはならないですよ。近畿日本ツーリストの問題だとか、マイナポイントが違う人につくだとか、そういうことがあってはならない。やっぱり市民利益を損なうし、失墜させますよ、信頼を。そういうことが絶対あってはならないから、その委託業務に関してはきちんとした責任を果たせるように市としてやっていってくださいねということも附帯決議にすることなんですよけれどもね。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） でも、附帯決議しても当局が何も変わらないんでしょう、ここで。予算はついた。それは言いたいことを言ったという話であって、何かが、国に行政が本当に市長まで行って、これは駄目だよと出して言いに行くとかやれば分かりませんが、そんなことは多分附帯決議だけで動くとは思いませんので、どうしてもしないといたら、本当に議会として内閣に意見書ぐらい出してぶつけるぐらいのことをしないとやったことにならないんじゃないですか。何か附帯決議したと言って、出した人は気分いいかも分からないけれども、私たちが言ったら何が変わるんですか。議論を聞いていただいているのは多分当局も聞いているので、似たような考え方を持っていると思うんですけども。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員の御意見に対していかがですか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 私は何も変わらないとは思いません。やっぱりもうここで共産党の議員団はこの補正予算に賛成するか、反対するか非常に悩みました。反対もありだなということで、この2点の部分のことで反対もありだと考えていました。この予算決算で、でも、実際には給食費の補填の予算なんかもあって、総体で見たときに、この補正予算、災害復旧があつたりとか、必要な予算であるから賛成する方向で考えたい。だとしたら、その予算が一番気になっているこの2点について委託業務なわけですよ。市が独自にやっている業務ではない。だけど、こここのところに市の監督責任であつたり、間違いに対しての責任を取る窓口になっていくわけですよ何か、あつたときにはね。そこの責任が取れるような、そういう姿勢を示してほしい。国がやっていることだから、それはしようがないよとかと言うんでなく、いや、市としてきちんと対処していくよという姿勢を補正の執行に当たっては持っていただきたいという、そういう意味合いです。この附帯決議がつくことを前提にしてというか、期待して賛成の側の、反対討論をしてないという、賛成したということになるんでしょうかね。

○委員長（松浦昌巳） 今の勝川委員の御意見に対して意見のある方はいらっしゃいますか。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 非常にお気持ちが分かるんですが、行政に対しての監視、審議等々は委員会でも話しておりますし、この予算委員会の中でもそういった形で要注意をするように話し合われているので、行政としてはもう十分にその意図は酌んでいると思います。なので、附帯決議をつけるという重要性を考えると、どの議案についてもそのことは重要なので、今後も全部の補正予算について附帯決議をつけていかなければいけないということになるんじゃないかと考えると、今回のこ

の件で附帯をつけていくということは必要ないと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 今の高橋委員の意見に対して御意見ありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 全部の予算について附帯決議をつける必要は全くないと思うんだけど、今回の近畿日本ツーリストへの契約というのは、これは本当に苦渋の決断だけれども、異常なことなんだよね。だから、それについてはしっかりやれよ、監視もしてよと、これは言っておかないと、市民の皆さんにもこの議会での議論の結果というのは分からないですよ。繰り返しますが、全てのことについてやる必要はないと思うけれども、今回は本当に非常にまれなケースで、異常なケースということであるので、そういうふうに先ほど提案者からも話があったように、1番については抽象的な表現にはなっていると思うけれども、これはつけておいてもいいかなと僕は思います。

逆に高橋委員は今回のことは異常なケースとは思わないのかどうか。

○委員長（松浦昌巳） 高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 異常か異常じゃないかは分かりませんが、特出しして、常任委員会等で議題に上がっているわけですから、一応その点においては十分に指摘をしているという判断であります。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 高橋委員の発言に対して御意見はございますか。

山本委員。

○委員（山本裕三） 私は先ほど来から出ていたように、附帯決議までは必要ないと思っています。大事なことですよ。大事なことですけれども、正直、まだやっているのと、本当に正直思いました。思いましたが、そこでもまた議論がありましたし、だから、こういう附帯決議を残していくというのが大事だと思いますけれども、こういう議論があったということを委員長報告の中で、しっかりと報告していただければ、議会もそういうことを議論したと。一番やっぱりこういうことを思っているのは当局ですよ。だから、そのことを僕らも十分分かっていると思ってるし、だから、あえてこここのところ採決というよりも、むしろそういう議論があって、補正を認めたよでいいんじゃないかなと、僕はそのぐらいでいいと思いますけれどもね。そのぐらいと言うのは少し失礼な表現かもしれないけれども。

○委員長（松浦昌巳） ただいまの山本委員の御意見に対して意見のある方はいらっしゃいますか。

大井委員。

○委員（大井正） 先ほども言っているのと若干重複しますが、私はつけるべきだと。その理由は、このタイミングだということと、市民感情的にも非常に注目していて、何やっているんだ、継続でいいのかとか、マイナポイントを国が言うから従うのかという、ここの市民感情も高まっている部分で議会の役割としては、こういった議論があったことも提示しながら明確な意思表示をしたよという対市民と我々の信頼関係を維持、醸成する上でもあってしかるべきではないかと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 大分議論と皆さんの御意見も聞けたと思います。焦点が大分絞られてきたかなと思いますので、最後の質問でよろしいですか。

山本委員。

○委員（山本行男） 私も何人かの方からやっぱりこういう話、どうなっているんだという話がやっぱり当然市民の皆さん、関心があって、大井議員がおっしゃるようにあるんです。だけど、やっぱり実はもうこの近畿日本ツーリストにしても、事情を話せば、さっき部長がおっしゃったように、春と夏はもう走ってしまっているわけですから、ここのところは本当に僕もいかなかなと思うけれども、だから、実際実務的にはそうせざるを得ないという説明をすれば、それはそうだろうと言う人が圧倒的でしたよ。

もう一つのマイナンバーカードに関して、これは見方によっても、考え方によって、ここの捉え方は随分変えたんですね。全国的に見れば、そんなにニュースでやっていたように、そこにあっと火のごとくなっているような報道をしているけれども、だけど、全国から言えばほんの少しだよ。だからどうなんだと、怒られてしまうけれども、だから、幸いにも掛川市内の中にもそういうことはなかったよということも報告を受けていますので、マイナンバーカードに関しては市民の皆さんに懇切丁寧にこういうことだよと言えば、この賛成のほうの人たちに対してはそうだねということだけなんです。僕も賛成のほうですよ。今まで二、三人の方しか話してはいないけれども。だから、そうやって議員各位が聞かれたり、接したりしたときには、そう答えれば、現場でやっていけばいいんじゃないの。反論もあるかも分からないけれども、市民の皆さんの中には、合意できないところもある。それで僕はいいいんじゃないかなと思っているんだけどね。

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討議を終結したいと思います。

これから採決に入りますが、このまま続けて採決に入ってもよろしいですか。

〔「採決の内容をちょっと説明してください」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 今から採決するのは附帯決議をつけるかどうかという、その賛否のところ。勝川議員の附帯決議案を可決するかどうかということです。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 進め方なんですけれども、この文言のまま賛成かどうかという賛否を採って、この文言じゃなくて、修正されたものに対しては例えば賛成したいとかということだったらどういう順番でいくのか、その進め方をもう一回説明してください。

○委員長（松浦昌巳） 今の段階では上がってきたものに対しての賛否を採ります。ただし、賛成多数で可決された場合には、多少の文言の修正はありますというような形です。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 賛成しなかったら、この附帯決議は無くなるということですね。

○委員長（松浦昌巳） そういうことですね。

○委員（鈴木久裕） 修正はこれを可決した後。

○委員長（松浦昌巳） そういうことです。なので、修正が前提ではないということです。提出されたものに対して可決か否決かということをもとにまず決めさせていただいて、可決の場合には、内容を少し修正する。出す名前も今、共産党議員団ですけれども、これからは予算決算委員会委員長として出すことになるものですから、若干の修正が入ります。今皆さんに聞くのは、この出されているものに対しての可否ということになります。よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） 端的に言うと、附帯決議を出すことについては、後で修正が可能ということであれば、附帯決議をつけることについての賛否と、ざっくり言って。

○委員長（松浦昌巳） 大きくは多分変えられないんですけれども、その今おっしゃったとおり、この出すことに対しての賛否と考えていただいて結構です。とにかく附帯決議をつけたいのであれば、賛成をするしかないということです。

○委員（鈴木久裕） 確認だけでも、例えば 1だけにするとしたら、賛成するのがいいのか、反対するのがいいのか。

○委員長（松浦昌巳） 1だけをつけたいにしても、賛成しなければ、もうこれはおしまいになってしまいます。これはまた後で時間をつくって修正をしていくんですけれども、それもまた皆さんに御意見を伺いながら文をつくっていきますので、今はとにかくこの附帯決議を出すかどうかの賛否で考えてください。よろしいですか。

それでは、引き続き、そのまま採決に入りたいと思います。

議案第54号、令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 2号）に対する附帯決議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 手を下ろしてください。

5人ということですね。

それでは、賛成少数ということで否決すべきものと決定いたしました。

休憩を欲しい方はいらっしゃいますか。引き続いていいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 続きまして、議案第55号、掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、藤原主査から報告をお願いします。

藤原主査。

○総務分科会主査（藤原正光） 議案第55号について、総務分科会における審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、施行日について、新型コロナが2類から5類に移行した日にしない理由について質疑があり、当局より、5月8日付で国から通達があったが、特例の施行の時期を含めて、コロナ感染症への対応については、近隣市町とも情報交換しながら足並みをそろえた対応をしている。そういった経緯もあり、今回も同様に近隣市町と同じ6月議会での提案とさせていただいたとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、施行日について、今回の議決日との間をどう考えるかだが、市の条例ということもあり、不利益不遡及ということになるので、問題ないと思うとの意見が出されました。

以上で討議を終結し、当分科会に送付されました議案第55号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） 報告は終わりました。

ここで補足質疑があります。補足質疑の通告がありますので、勝川委員からお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 補足質疑をさせていただきます。

議案書の47ページの部分ですね。先ほどの54号の審査の中でも、このコロナの部分というところで、県から市へ業務が委託されている。変わっているよというような話もありました。でも、コロナの感染リスクというのは下がっていないわけですね。たとえ2類から5類になっても、リスクが

下がっているわけでもないし、かかってしまったりした場合には、非常に大きな後遺症なども残るという、そういう疾患であることに変わりはありません。国のあれに従ってということで、特例の廃止をするということなんですが、3,000円から300円になってしまうということが本当に妥当なのかなというのをちょっと疑問に感じているところがありまして、ここに市の単独補助をつけるであとか、そういうことをして、継続する必要が特別手当ですね。今人工も0.3人分増えるよというような、そういう市に負担が大きくなっていく中で、継続する必要がないのかを伺いたしたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） それでは、回答を求めます。

深田人事課長、お願いします。

○人事課長（深田貴子） 勝川委員の補足質疑に答弁いたします。

当該の特殊勤務手当の特例というのは、御質問にあったとおり、コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑みて、人事院規則の改正に倣って追加したものになります。5月に感染症の取扱い2類相当から5類に引き下げられたことをもって人事院規則についても改正されましたので、市の条例についてもこれに倣い特例を廃止するという事は妥当と考えております。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 委員間審議の中で、この施行日のところが5月8日ではなくて、公布の日からだよという話もありました。今のこの感染第9波に入っているような状況の中でも、この施行日を後ろにずらしていくとかということで、市の職員の特殊勤務手当というのを継続させるということもやっぱり不可能なんではないでしょうか。

○委員長（松浦昌巳） 深田人事課長。

○人事課長（深田貴子） 施行日については委員会の討議の中であったように、不利益不遡及ということで、議決日ということにはしておりますが、改正そのものについては足並みをそろえていきたいと思っております。こちらについては、国、他の自治体との均衡を図るという原則もございまして、その方向で考えております。

また、感染リスクにつきましても、感染リスクが下がっていないということもあるかもしれませんが、そもそもの特例を創設したときには、感染リスクだけが理由ではなくて、まだ大部分の方に免疫がないですとか、症状が重篤化するという状況ですとか、また、コロナに対する対応策をほとんどの方が分からないという状況の中で対応に当たる方たちの非日常的な想定されない業務をしているところに鑑みての特例の設置でございましたので、現状とすると国民の生命及び健康に

重大な影響を与えるおそれがある状況とは考えられないという理由で 5類に移行されましたので、そのあたりも総合的に鑑みての特例の廃止と捉えておりますので、それに倣って、市としても条例の特例を廃止することは妥当と考えております。

○委員長（松浦昌巳） 再質疑はございますか。

○委員（勝川志保子） なし。

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で終了します。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第55号、掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 手をお下げください。

議案第55号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決するものと決定いたしました。

続いて、議案第56号、掛川市税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、藤原主査から報告を求めます。お願いします。

○総務分科会主査（藤原正光） 議案第56号について総務分科会における審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、個人は市民税が森林環境税導入に伴い上がっているが、法人については検討されているのかとの質疑があり、当局より、森林環境税は税額 1,000円、全額国税となり、国内に住所を有する個人に対して課税されるもので、法人の課税はないとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく当分科会に分割送付されました議案第56号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ただいま主査の報告が終わりました。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

大井委員。

○委員（大井正） 私は、56号の掛川市税条例の一部改正についてに反対する立場から討論いたします。

この条例は、国が東日本大震災の復興資金を徴収するために設けた復興特別税が終了するところを終了とせず、森林環境税と名称、その目的を変えて徴収することにしたため、その徴収業務を代行するための条例ということです。私が反対するのは、国の森林環境税には、以下述べます 3点で大きな問題があると考えられます。

1点目、この税は二重課税であり、一説によれば税法学者が10人いれば 9人は不適切と評価するとのこと。具体的には、既に36の県と 1つの政令市が森林環境税を条例で定め、徴収していることです。静岡県でも徴収しています。同じ趣旨で 2つの徴税は違法です。

2点目、税の徴収の仕方に問題があります。今回の森林環境税は住民税を納めている全ての家庭に対して 1人当たり一律 1,000円の課税を行う人頭税に当たります。年収が 300万円の家庭でも 1億円の家庭でも同額です。国民の経済格差に何も配慮がされていないです。さらに税を納めるのは国民だけで、企業には課税されません。そもそも森林と環境を保全しなければいけなくなった原因は、産業活動と、それに伴う二酸化炭素の排出です。圧倒的な原因が企業活動にもあるにもかかわらず、その解決対策を国民のみに押しつけるのは間違いです。

先ほど 1点目でお話しした県条例の森林環境税では法人からも税徴収をしています。ちなみに静岡県では平成18年度からこの税を徴収していますが、県民税を納めている家庭からは 1年当たり 1人 400円、企業からは法人県民税に 5%上乗せを行っています。その結果、税収は 1年当たり約10億円で、内訳は県民から 8億円強、企業から 2億円弱です。このバランスや分担割合の議論は別として、二酸化炭素排出原因者である企業に課税をするのが当然で、今回の仕組みは欠陥税制と言わざるを得ません。

3点目、集めた税金の使用目的が不明確で、有効活用されるか疑問があります。実は徴税に先立ち、令和元年度から森林環境譲与税、集めた税金を都道府県や市町に配付するんですが、先立って別会計で予算づけをして、全国の市町、都道府県に 3年間で 840億円が配付をされました。ところが、その47%に当たる 395億円が活用されずに、各市町や都道府県に何らかの基金として積み立てられたままとなっています。東京都の渋谷区には 1平米の森林もないんですが、人口割給付によって 4,600万円が給付され、使われないまま積み立てられています。ちなみにこの税の前身である復興特別税には未使用の余剰金があります。岸田内閣はこれを今回の大軍拡予算の財源の一部に流用

しようとしているとの報道もあります。未利用の森林環境税の行く末が心配です。しかも現在残っているのは3年間で840億円の基金でしたが、今後はこの今の計画どおり徴収しますと、1年間に600億円の税収が生まれます。ますます未利用で積み立てられるお金が増える。この基準の曖昧な徴税はすべきではありません。

私は、法に基づく国の徴税業務を拒否することは難しいであろうことは承知しています。しかし、今述べた問題点があるにもかかわらず、唯々諾々と国の下請機関になり下がってしまったら、市民生活に責任を負う自治体としての存在意義がなくなってしまう。ここはきちっと税の在り方に対し自立した見解を表明すべきと考え、同僚の皆さんの賛同を心から訴えて、私の討論といたします。

○委員長（松浦昌巳） 大井委員の討論がありました。

そのほか討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

それでは、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） ちょっと採決の前に休憩を取っていただけないでしょうか。

○委員長（松浦昌巳） 採決の後でもいいですか。

○委員（富田まゆみ） 前にちょっと取ってもらいたくて。

○委員長（松浦昌巳） 何かありますか。

○委員（富田まゆみ） 結構です。

○委員長（松浦昌巳） 採決に入ります。

議案第56号、掛川市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 手をお下げください。

議案第56号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日の審査事項については終了したいと思います。

それでは、3番目、その他に入りますけれども、皆さんの中で何かございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） この後、本会議のときに予算決算委員会の委員長報告がありますけれども、昨年とか見ても、随分省略された形で、やたら短かければいいみたいな報告だったような気がしますけれども、それぞれの分科会であれだけみんな真剣に議論して、ここでも今日もかなりいろんな議論があった。それがやっぱり分かるのは本会議での委員長報告ということになるんだから、やたら短くていいみたいものはぜひやめていただいて、時間はかかっても委員長報告大変ですけれども、つぶさに本会議で、ネットでたくさん市民の皆さんが見ている方もおられるでしょうから、委員会の経過がよく分かるような、そんな報告をしていただければ、よろしく願いいたします。

○委員長（松浦昌巳） そのほかございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、こちら私のほうから、先ほど鈴木委員のほうで質問が途中ありましたので、それについてちょっと答えさせていただきます。

前年度の 2月定例会において予算決算委員会理事会において、質疑についての申し送りがあります。それを簡単に説明しますので、一度皆さんで共有をしていただきたいと思います。

補足質疑に関しては、会派ごとの通告制となっているため、同じ会派の議員が所属する分科会の補足質疑をできるだけ出すべきではないということ。それから、質疑は 3回、あと意見となった場合には止めてくださいねというようなことが申し送りで送られています。全て会派がないところは駄目ですよという意味ではなく、今日のように理事会の中で精査をさせていただいて、補足質疑を認めていくというような形を取っていきたいと思っています。

理事会の中でも今日の鈴木委員の質疑に対しての議論は十分させていただいて、議事録を見たり、発言の内容も確認をさせていただきました。ただ、委員長として、私も最初、鈴木委員の質問に対しての議論はされていたけれども、今日の委員長報告になかった、主査報告になかったということもありましたので、主査の皆さんについては議事録等をしっかり見ていただきながら、確実な報告の中の内容をちょっと精査していただきたいと思います。これはお願いしたいと思っています。

理事会における決定事項は、一応最後の決定事項ということで、それは皆さんにも守っていただきたいと思います。ですので、会派での話合い、いる委員会についてはきっちり話をさせていただいて、質疑をまとめていただくと。それを皆さんでも協力していただければなと思っています。どうしてもやっぱり質問を聞いて、新たな質問が出ることもあり得ますので、それについてはまた出していただいても構いませんので、大丈夫です。そんな形でこれからも予算決算委員会を進めていきますので、御協力をお願いしたいと思います。

そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「ないです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で予算決算委員会を終了したいと思います。最後、副委員長。

○副委員長（松本均） 皆さん、お疲れさまでございました。

補正予算ということでもありますので、いろいろな突然のことがあったり、この後またいろんな補正予算が来るとお思いますので、やはり慎重に考えていただきたいなと思っております。分科会等でもいろいろとお話があったということで、全員が聞ける形の今組織体制になっていますので、ぜひとも御出席をいただいて、自分の耳で、また傍聴席に着いていただいて、どういった話があったか、また会派の中でその話についても質問等ができるようでしたら、していただくというような今後しっかり、今委員長が言いましたようにお願いしたいなど、そんなふうに思います。

大変長くなりましたので、この辺にさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

午前10時54分 散会